

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第36号）（総務局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び市長の所管 に属する教育機関の職員	人 9, 289	人 9, 192	人 △97
議会の事務部局の職員	37	36	△1
教育委員会の事務部局及び教育 委員会の所管に属する教育機関 の職員	2, 529 （うち校長及び 教員876人）	2, 565 （うち校長及び 教員965人）	36 （うち校長及び 教員 89人）
公 営 企 業 の 職 員			
交 通 事 業	1, 704	1, 619	△85
水道事業（公共下水道事業を含む。）	1, 655	1, 622	△33
職 員 の 定 数	17, 248	17, 068	△180

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月26日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第36号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,289人」を「9,192人」に改め、同項第2号中「37人」を「36人」に改め、同項第5号中「2,529人」を「2,565人」に、「876人」を「965人」に改め、同項第9号ア中「1,704人」を「1,619人」に改め、同号イ中「1,655人」を「1,622人」に改め、同項中「17,248人」を「17,068人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)